ユニソルホールディングス株式会社

第５回定時株主総会
招集ご通知

証券コード：7128

開催日時

2026年３月27日（金曜日）
午前10時（受付開始午前９時）

開催場所

大阪市中央区本町橋２番31号
シティプラザ大阪 ２階「ＳＹＵＮ－旬－」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

スマート招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/7128/

◎本株主総会は、ご来場の株主様へのお土産の配布を取り止めとさせていただきます。

ごあいさつ

＜UNISOLグループ理念＞

SLOGAN　社会への宣言・合言葉

「その手があったか」を、次々と。

VISION　実現したい未来

「叶えたい」が、あふれる社会へ。

MISSION　日々果たすべき使命

感動提案で今を拓き、
変化の先まで伴走する。

拝啓　株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

ユニソルホールディングス株式会社の第５回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりごあいさつ申しあげます。

中期経営計画『UNISOL（ユニソル）』は、成長の加速化を目指した３年間のセカンド・ステージの２年目を終え、最終年度を迎えました。「変革」と「共創」をテーマに掲げ、持続的な企業価値の向上に向けた収益の拡大に加え、資本効率化の追求により企業価値の最大化を図る「資本コスト経営」の実現を目指しております。その推進に当たりROICを重要な経営指標と定め向上を図ると共に、財務資本戦略の遂行に取り組みました。資本の効率化を目的として更なる政策保有株式の縮減を行い、自己株式の消却を実施いたしました。また、継続的な増配を基本とし次期中期経営計画期間内（2027年12月期～2029年12月期）に見込んでいたDOE（株主資本配当率）3.5％の達成時期を2025年12月期へ前倒しいたしました。その結果、2025年の年間配当額は１株当たり101円となります。

業績面におきましては、機械・工具セグメントにおいて、自動車や半導体を中心とした設備投資の減少や、地政学リスク等による海外市場の回復の遅れなどが影響し、建設資材セグメントでは資材価格の高騰や人手不足、工期の遅れ等による影響で需要は大きな落ち込みが見られました。その結果、2025年８月８日公表の修正予想に対して、経常利益は達成したものの売上高、営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益は未達となりました。

今年度は、１月よりグループ共通ブランドを冠した『ユニソルホールディングス株式会社』に社名を改め、株式会社マルカと株式会社ジーネットの統合により機械・工具セグメントの中核企業として『ユニソル株式会社』を発足させました。引き続きグループシナジーの具現化加速、エンジニアリング事業や食品機械事業等の新領域への挑戦、無駄を省いた効率的で強固な体制への変革により、収益性の強化を推し進めていく考えです。今後とも経済的価値と社会・環境的価値の双方を向上させ、資本コストを意識した経営を遂行することで、株主様をはじめとするすべてのステークホルダーにとって『「叶えたい」が、あふれる社会へ。』の実現に向け進んでまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

敬具

代表取締役会長　飯田　邦彦

代表取締役社長　古里　龍平

招集ご通知

ごあいさつ …… 1
第５回定時株主総会招集ご通知 …… 3
議決権行使についてのご案内 …… 5
インターネットによる議決権行使のご案内 …… 6

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件 …… 7
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件 …… 8
第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件 …… 16

事業報告

１．企業集団の現況に関する事項 …… 19
⑴事業の経過及びその成果 …… 19
⑵設備投資の状況 …… 22
⑶資金調達の状況 …… 22
⑷財産及び損益の状況 …… 22
⑸重要な子会社の状況 …… 23
⑹対処すべき課題 …… 23
⑺主要な事業内容 …… 25
⑻主要な事業所及び工場 …… 26
⑼使用人の状況 …… 28
⑽主要な借入先の状況 …… 28
２．会社の現況 …… 29
⑴株式の状況 …… 29
⑵会社役員の状況 …… 30
⑶会計監査人の状況 …… 36
⑷業務の適正を確保するための体制 …… 37
⑸業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 …… 41

連結計算書類

連結貸借対照表 …… 42
連結損益計算書 …… 43
連結株主資本等変動計算書 …… 44

計算書類

貸借対照表 …… 45
損益計算書 …… 46
株主資本等変動計算書 …… 47

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告 …… 48
計算書類に係る会計監査報告 …… 50
監査等委員会の監査報告 …… 52

トピックス

トピックス …… 54

証券コード：7128
（発信日）２０２６年３月６日
（電子提供措置の開始日）２０２６年３月５日
大阪市中央区南新町一丁目２番10号
ユニソルホールディングス株式会社
代表取締役社長　古里龍平

株主各位

第５回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第５回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2026年３月26日（木曜日）午後５時40分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

日　　時	**2026年３月27日（金曜日）午前10時**
場　　所	大阪市中央区本町橋２番31号 **シティプラザ大阪 ２階 「ＳＹＵＮ－旬－」** （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
目的事項	報告事項 1. 第５期（2025年１月１日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第５期（2025年１月１日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第１号議案　**剰余金処分の件** 第２号議案　**取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件** 第３号議案　**監査等委員である取締役１名選任の件**
電子提供措置に関する事項	本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上に「第５回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。 https://www.unisol-gr.com/ir/meeting https://d.sokai.jp/7128/teiji/

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項について修正をすべき事情が生じた場合は、上記の電子提供措置事項掲載ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第２項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。
①連結計算書類の連結注記表　②計算書類の個別注記表
したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載の連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、
当社ウェブサイト（https://www.unisol-gr.com/ir/meeting）でお知らせいたします。
◎本株主総会では、当社ウェブサイトにて事前の質問受付及び事後の動画配信をいたします。
事前質問及び事後の動画配信は、当社ウェブサイト（https://www.unisol-gr.com/ir/meeting）からアクセスください。
受付期限　2026年３月５日（木曜日）午後６時から３月20日（金曜日）午後５時40分まで

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権の行使には以下３つの方法がございます。

1 当日株主総会にご出席いただく場合

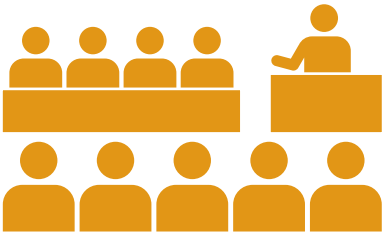

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時
2026年3月27日(金) 午前10時

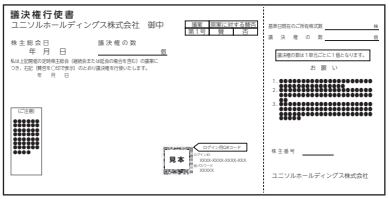

※当日ご出席の場合は、インターネット又は議決権行使書の郵送による議決権行使のお手続きは、いずれも不要です。

2 インターネットにより行使いただく場合

https://evote.tr.mufg.jp/

行使期限
2026年3月26日(木) 午後5時40分まで有効

次の頁をご参照ください。

※インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。また、インターネットによる議決権行使が、複数回行われた場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

3 書面の郵送により行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえご投函ください。

行使期限
2026年3月26日(木) 午後５時40分到着分まで有効

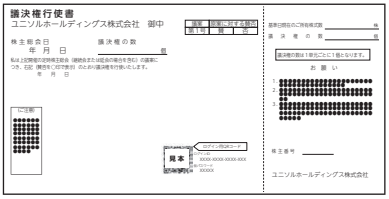

※議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

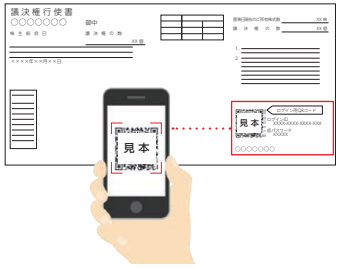

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

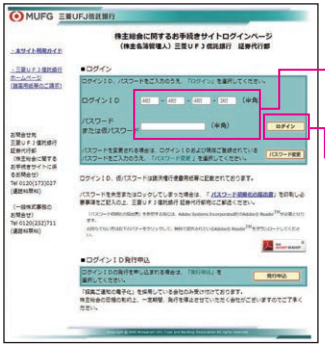

3　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9:00～午後9:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、利益配分を企業経営にとって最重要事項の一つとして認識しております。配当に関しましては、業績動向、財務状況、将来のための投資に必要な内部留保などを総合的に勘案したうえで決定することを基本方針としております。

第５期の期末配当につきましては、上記方針に従い、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

１．配当財産の種類
　　金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金71円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は1,725,042,270円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　　2026年３月30日といたしたいと存じます。

第２号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（６名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名委員会の答申を経ております。

また、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名	当社における地位及び担当	属性
1	飯田（いいだ） 邦彦（くにひこ）	代表取締役会長	再任
2	古里（ふるさと） 龍平（りょうへい）	代表取締役社長	再任
3	山下（やました） 勝弘（かつひろ）	取締役 （専務執行役員）	再任
4	中務（なかつかさ） 裕之（ひろゆき）	社外取締役	再任 社外 独立
5	武智（たけち） 順子（じゅんこ）	社外取締役	再任 社外 独立
6	高橋（たかはし） 尚男（ひさお）	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者　社外 社外取締役候補者　独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

飯田　邦彦（いいだ・くにひこ）

再任

生年月日
1956年12月10日

所有する当社の株式数
11,159株

略歴、当社における地位及び担当

1980年４月	マルカキカイ株式会社（現、ユニソル株式会社）入社
2012年12月	同社執行役員
2013年２月	同社取締役兼執行役員　管理本部長
2018年４月	同社最高財務責任者（CFO）
2019年２月	同社取締役兼常務執行役員
2020年３月	同社取締役兼副社長執行役員
2021年１月	**ソノルカエンジニアリング株式会社取締役（現任）**
2021年２月	同社代表取締役社長 同社最高経営責任者（CEO）
2021年10月	**当社代表取締役会長（現任）**
2024年３月	株式会社ジーネット取締役
2025年１月	**UNISOLビジネスパートナーズ株式会社代表取締役会長（現任）**
2025年10月	**株式会社マルカ建機（現、株式会社マルカ）代表取締役社長（現任）**
2026年１月	**ユニソル株式会社代表取締役会長（現任）**
2026年２月	**ジャパンレンタル株式会社取締役（現任）**

重要な兼職の状況

ユニソル株式会社代表取締役会長
株式会社マルカ代表取締役社長
UNISOLビジネスパートナーズ株式会社代表取締役会長
ソノルカエンジニアリング株式会社取締役
ジャパンレンタル株式会社取締役

取締役候補者とした理由

飯田邦彦氏は、マルカキカイ株式会社（現、ユニソル株式会社）入社以来、管理本部長、副社長、社長を経て、同社会長を務めており、同社の経営及び管理業務全般に関して豊富な経験と知見を有しております。当社設立後、代表取締役会長として経営全般を担っております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営について的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。

候補者番号 2

古里　龍平（ふるさと・りょうへい）

再任

生年月日
1962年９月15日

所有する当社の株式数
10,000株

略歴、当社における地位及び担当

1985年９月	フルサト工業株式会社入社
1995年６月	同社取締役業務総括部長
1997年４月	同社常務取締役業務本部長兼業務総括部長
2000年４月	同社代表取締役専務取締役
2004年６月	同社代表取締役社長
2021年６月	**株式会社セキュリティデザイン代表取締役社長（現任）**
2021年10月	**当社代表取締役社長（現任）**
2022年３月	株式会社マルカ（現、ユニソル株式会社）取締役
2025年１月	**UNISOLビジネスパートナーズ株式会社代表取締役社長（現任）**
2025年10月	**株式会社マルカ建機（現、株式会社マルカ）取締役（現任）**
2026年１月	**ユニソル株式会社代表取締役社長（現任）**
2026年１月	**フルサト工業株式会社代表取締役会長（現任）**

重要な兼職の状況

フルサト工業株式会社代表取締役会長
ユニソル株式会社代表取締役社長
株式会社セキュリティデザイン代表取締役社長
UNISOLビジネスパートナーズ株式会社代表取締役社長
株式会社マルカ取締役

取締役候補者とした理由

古里龍平氏は、フルサト工業株式会社及び同社グループ会社の取締役として長年にわたりグループ全体の経営の指揮を執り、その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験を有しております。当社設立後、代表取締役社長として経営の指揮を執り、企業価値向上に貢献しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営について的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。

候補者番号 3

山下　勝弘（やました・かつひろ）

再任

生年月日
1968年８月６日

所有する当社の株式数
3,800株

略歴、当社における地位及び担当

1991年４月	株式会社三和銀行（現、株式会社三菱UFJ銀行）入行
1999年３月	同行京都法人営業第１部グローバル大企業ライン（部長代理）
2004年６月	同行香港九龍支店アシスタント・ゼネラル・マネージャー
2006年８月	メリルリンチ日本証券株式会社（現、BofA証券株式会社）入社 グローバル・マーケッツ本部(Vice President)
2008年１月	同社投資銀行部門事業法人オリジネーション部(Director)
2015年９月	フルサト工業株式会社入社（顧問）
2016年６月	同社専務取締役
2021年10月	**当社取締役専務執行役員（現任）**
2026年１月	**ユニソル株式会社取締役専務執行役員（現任）**

重要な兼職の状況

ユニソル株式会社取締役専務執行役員

取締役候補者とした理由

山下勝弘氏は、商業銀行及び投資銀行で培った豊富な経験、知識を有した金融スペシャリストであり、海外での勤務経験も有しております。当社設立後、事業計画立案、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、適切な役割を担っております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営について的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。

候補者番号 4

中務　裕之（なかつかさ・ひろゆき）

再任　社外　独立

生年月日
1957年12月21日

所有する当社の株式数
－株

略歴、当社における地位及び担当

1981年10月	デロイト・ハスキンズ・アンド・セルズ公認会計士共同事務所（現、有限責任監査法人トーマツ）入所
1984年９月	公認会計士登録
1988年10月	税理士登録
1989年11月	中務公認会計士・税理士事務所設立、**同事務所代表（現任）**
2007年６月	日本公認会計士協会近畿会会長
2007年７月	日本公認会計士協会副会長
2009年６月	株式会社大阪証券取引所社外監査役
2012年２月	フルサト工業株式会社社外監査役
2013年１月	株式会社日本取引所グループ社外取締役
2015年６月	日本合成化学工業株式会社社外監査役
	フルサト工業株式会社社外取締役
2021年６月	株式会社京都銀行社外監査役
2021年10月	**当社社外取締役（現任）**
2023年10月	**株式会社京都フィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員）（現任）**

重要な兼職の状況

中務公認会計士・税理士事務所代表
株式会社京都フィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中務裕之氏は、公認会計士・税理士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験に基づき、取締役会では議事全般において積極的に発言し議論の質の向上に貢献され、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。また、報酬委員会の委員長として同委員会に出席し、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導していただいております。今後も引き続き当社グループの経営について幅広い見識と豊富な経験に基づき助言・監督を行う役割を果たしていただくことが期待できるものと判断したことから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

武智　順子（たけち・じゅんこ）

再任　社外　独立

生年月日
1971年12月28日

所有する当社の株式数
－株

略歴、当社における地位及び担当

1999年４月	司法修習修了
1999年４月	大阪弁護士会登録 御堂筋法律事務所入所
2003年１月	弁護士法人御堂筋法律事務所 所属
2006年１月	**弁護士法人御堂筋法律事務所 社員（現任）**
2012年４月	学校法人聖母被昇天学院評議 員
2014年６月	フルサト工業株式会社社外取 締役
2021年10月	**当社社外取締役（現任）**
2023年６月	**岩井コスモホールディングス 株式会社社外取締役（現任）**
2025年６月	**公益財団法人JR西日本あんし ん社会財団評議員（現任）**

重要な兼職の状況

弁護士法人御堂筋法律事務所社員
岩井コスモホールディングス株式会社社外取締役
公益財団法人JR西日本あんしん社会財団評議員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

武智順子氏は、弁護士として培ってきた知識や経験並びに高い法令順守の精神を有しており、取締役会では議事全般において積極的に発言し議論の質の向上に貢献され、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。また、指名委員会の委員長として同委員会に出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定を主導していただいております。今後も引き続き当社グループの経営について幅広い見識と豊富な経験に基づき助言・監督を行う役割を果たしていただくことが期待できるものと判断したことから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

高橋　尚男（たかはし・ひさお）

再任　社外　独立

生年月日
1961年2月24日

所有する当社の株式数
－株

略歴、当社における地位及び担当

1983年４月	東洋工業株式会社（現、マツダ株式会社）入社
1989年１月	株式会社本田技術研究所入社
2010年４月	Honda R&D Asia Pacific社長
2014年４月	株式会社本田技術研究所常務執行役員
2015年４月	本田技研工業株式会社中国生産責任者兼本田技研工業（中国）投資有限公司副総経理兼本田技研科技（中国）有限公司副総経理
2018年４月	株式会社本田技術研究所取締役常務執行役員
2019年４月	同社取締役専務執行役員
2020年４月	同社取締役兼本田技研工業株式会社常務執行役員
2022年４月	同社取締役兼本田技研工業株式会社専務執行役員
2023年４月	**合同会社CO-SAKU代表社員（現任）**
2023年８月	**国立大学法人長岡技術科学大学 特任教授（現任）**
2024年３月	**当社社外取締役（現任）**
2024年６月	**新田ゼラチン株式会社社外取締役（現任）**
2025年６月	**株式会社ユー・エス・エス社外取締役（現任）**

重要な兼職の状況

合同会社CO-SAKU　代表社員
国立大学法人長岡技術科学大学　特任教授
新田ゼラチン株式会社社外取締役
株式会社ユー・エス・エス社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高橋尚男氏は、株式会社本田技術研究所及び本田技研工業株式会社において開発プロジェクトに従事され、また、海外での勤務経験もあることから、技術者として、またグローバルな観点でもって当社グループの経営に対し助言され、当社の社外取締役として経営体制の強化に貢献いただいております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として両委員会に出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っていただいております。今後も引き続き当社グループの経営について幅広い見識と豊富な経験に基づき助言・監督を行う役割を果たしていただくことが期待できるものと判断したことから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

(注) 1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．中務裕之、武智順子、高橋尚男の各氏は、社外取締役候補者であります。
3．中務裕之氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験に基づき、取締役会では議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、同氏の選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年６カ月となります。また、同氏は、過去に当社の子会社であるフルサト工業株式会社の社外監査役及び社外取締役であったことがあります。
4．武智順子氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培ってきた知識や経験並びに高い法令順守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、同氏の選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年６カ月となります。また、同氏は、過去に当社の子会社であるフルサト工業株式会社の社外取締役であったことがあります。
5．高橋尚男氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
6．社外取締役候補者との責任限定契約の締結について
当社は、中務裕之、武智順子、高橋尚男の各氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された際は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
7．当社は、中務裕之、武智順子、高橋尚男の各氏の再任が承認された際は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として引き続き指定する予定にしております。
8．当社は、役員等全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した際には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約によって、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

第３号議案 監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役大西聡氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名委員会の答申を経ております。また、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

藤井　武嗣（ふじい・たけつぐ）

新任

生年月日
1964年４月４日

所有する当社の株式数
3,400株

略歴、当社における地位及び担当

1987年４月	株式会社三和銀行（現、株式会社三菱UFJ銀行）入行
2016年12月	フルサト工業株式会社入社 管理本部長代理
2017年４月	同社管理本部長
2017年６月	同社取締役管理本部長
2021年10月	当社執行役員管理本部長 株式会社ジーネット取締役
2025年１月	UNISOLビジネスパートナーズ株式会社取締役
2026年１月	**当社執行役員管理本部管掌（現任）**

監査等委員である取締役候補者とした理由

藤井武嗣氏は、長年にわたり金融機関で培った豊富な経験と実績、経営に関する見識を有しております。また、当社並びにフルサト工業株式会社において管理本部長を経て、現在は当社管理本部管掌として当社及び当社グループの持続的な企業価値向上の実現に貢献しております。これらのことから監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。

(注)　1．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
　　2．当社は、役員等全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、候補者が監査等委員である取締役に就任した際には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約によって、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決された場合、今回非改選の取締役を含め、取締役会のスキルマトリックスは以下の通りとなります。

氏名	役職	属性		経営・事業戦略	ソリューション開発（テクノロジー）	グローバル	サステナビリティ・SDGｓ	法務・ガバナンス	財務・会計	人材・組織
飯田　邦彦	代表取締役会長	男性		●		●	●	●	●	●
古里　龍平	代表取締役社長	男性		●	●	●	●	●		●
山下　勝弘	取締役専務執行役員	男性		●		●	●		●	●
中務　裕之	取締役	男性	社外独立	●				●	●	●
武智　順子	取締役	女性	社外独立				●	●		
高橋　尚男	取締役	男性	社外独立	●	●	●				●
藤井　武嗣	取締役（常勤監査等委員）	男性							●	●
疋田　鏡子	取締役（監査等委員）	女性	社外独立				●		●	
佐々木　康夫	取締役（監査等委員）	男性	社外独立	●					●	●

※上記一覧表は、各人の有するすべての知識・経験・能力等を表すものではありません。

以　上

事業報告 (2025年１月１日から2025年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策により緩やかな回復傾向で推移しました。設備投資は「機械受注統計調査報告」による製造業において、７－９月期まで４四半期連続で前年同期を上回り持ち直しの動きがみられ、10月も前年同月比プラスとなったものの11月はマイナスに転じました。生産は「鉱工業生産指数」において、10－12月期まで４四半期連続で前年同期を上回りました。建設は「建築着工統計調査」において、建築着工床面積は４－６月期以降前年同期を下回る状態が続いており、新設住宅着工戸数も同様の動きとなっています。

先行きについては、米国の通商政策による自動車産業を中心とした影響や、物価上昇による個人消費の冷え込み、中国との地政学リスクの顕在化など、景気を下押しするリスクには引き続き注意が必要です。

また、海外経済においては、米国では景気の緩やかな拡大が続き設備投資は増加傾向がみられるものの、関税率引き上げに伴う不透明感が続いています。中国では景気は足踏み状態が続いており、東南アジアでは持ち直しの兆しがみられます。

このような状況の下、実現したい未来としてのVISIONに『「叶えたい」が、あふれる社会へ。』を掲げ、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、経済的価値と社会・環境的価値それぞれの向上を目指した取り組みを進めております。また、シナジーの早期極大化に向け、機械・工具セグメントの中核会社として、ユニソル株式会社を2026年１月に発足させました。これら10年後のありたい姿を目指した取り組みにより中長期的な企業価値向上を実現してまいります。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は159,036百万円と前期比2,679百万円減(1.7％減)、営業利益は3,380百万円と前年同期比479百万円減(12.4％減)、経常利益は4,179百万円と前年同期比480百万円減(10.3％減)となりました。前年の政策保有株式売却による特別利益計上等により、親会社株主に帰属する当期純利益は1,906百万円と前年同期比2,706百万円減(58.7％減)となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりです。

(機械・工具セグメント)

機械分野における関連指標となる工作機械内需受注は、前年同期比で１－３月2.3％プラス、４－６月4.2％マイナス、７－９月1.4％プラス、10－12月0.1％マイナスとなりました。

このような環境下、当セグメントにおける国内機械分野の売上高は前年同期比10.4%減となりました。これは、国内直需事業にて一部の好調な自動車メーカーとそのサプライヤーを中心とした省人化・省力化投資などにより受注は前年を上回ったものの期中に売上計上した案件数が少なかったため同14.2%減となり、国内卸売事業でも受注は前年比プラスとなりましたが大口案件の計上が翌連結会計年度にずれ込むなどの要因により売上高が同5.3%減となったためです。

海外機械分野の売上高は同14.4%増となりました。北米においては自動車および一般産業向け設備投資などにより受注とともに売上は好調に推移し同28.1%増となり、中国においてはインド向け設備案件などにより受注は前年を上回ったものの日系ユーザーの不振などにより売上高は同42.7%減、東南アジアにおいてはインドネシアやタイにおける大口案件の計上などにより売上高は同8.2%増となりました。

工具分野における関連指標となる鉱工業生産指数は、前年同期比で自動車工業では１－３月11.0%プラス、４－６月1.3%プラス、７－９月1.8%マイナス、10－12月2.6%マイナスとなり、生産用機械工業では１－３月0.1%マイナス、４－６月0.3%マイナス、７－９月1.6%プラス、10－12月0.5%プラスとなりました。

このような環境下、工具分野の売上高は前年比0.9%増となりました。これは直需事業において一部の好調な自動車メーカーの安定的な生産を背景に売上高は同1.2%減に留まり、卸売事業において環境・省エネ設備が堅調に推移したことなどにより売上高は同1.4%増となったためです。

以上の結果、売上高は104,904百万円、営業利益は2,104百万円となりました。

（建設資材セグメント）

鉄構資材分野における関連指標となる鉄骨系構造物の建築着工床面積は、前年同期比で１－３月8.8%マイナス、４－６月5.9%マイナス、７－９月9.2%マイナス、10－12月11.7%マイナスとなりました。

このような環境下、鉄構資材分野の売上高は前期比10.3%減となりました。機械販売や基礎施工の拡大などに注力したものの、建設業の働き方改革による工期延長の影響は続いており、期間内の施工件数の減少による資材販売の減少分を補うことができませんでした。

配管資材分野の売上高は同1.6%減となりました。プラント配管において大型案件の延期等の影響により西日本を中心に受注が減少しました。

住宅設備分野の売上高は前期比7.5%増となりました。卸を中心に主力メーカー品の販売増や施工店向け販売の強化などにより増収を維持しました。

以上の結果、売上高は42,070百万円、営業利益は953百万円となりました。

（建設機械セグメント）
　建設機械分野における関連指標となるクローラークレーンの国内出荷台数は、前年同期比で１－３月10.6%プラス、４－６月15.3%マイナス、７－９月23.9%プラス、10－12月13.4%マイナスとなりました。
　このような環境下、基礎工事向け機械など受注は堅調であったものの、値上前需要が一巡したことによる反動減の影響で後半売上は失速し減収となりました。
　その結果、売上高は8,165百万円、営業利益は147百万円となりました。

（IoTソリューションセグメント）
　セキュリティカメラ市場は、防犯意識の高まりに加えてエッジAIの活用による自動監視技術の実現などにより拡大傾向にあります。
　このような環境下、データセンターを中心とする大小プロジェクト案件の確実な受注と、機器販売の堅調な推移などにより増収を確保しました。
　その結果、売上高は3,896百万円、営業利益は246百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資の総額は、1,139百万円（無形固定資産を含む）で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度において継続中の主要設備の新設

セグメントの名称	名　　称	内　　容
全社資産	OBIC７	基幹システムの新設

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区　　分	第２期 2022年12月期	第３期 2023年12月期	第４期 2024年12月期	第５期（当期） 2025年12月期
売上高（百万円）	162,416	172,980	161,716	159,036
経常利益（百万円）	7,055	6,652	4,659	4,179
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	4,531	4,698	4,613	1,906
１株当たり当期純利益（円）	178.91	188.26	190.77	79.84
総資産（百万円）	122,914	120,342	120,821	117,020
純資産（百万円）	72,139	72,719	73,373	73,876
１株当たり純資産額（円）	2,816.21	2,945.65	3,008.84	3,023.08

(注) １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
また、「役員向け株式給付信託」、「従業員向け株式給付信託」及び「株式付与ESOP信託」が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、2023年12月30日をもって、従業員向け株式給付信託は終了しております。

(5) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
フルサト工業株式会社	400百万円	100%	資材製造及び販売
株式会社マルカ	400百万円	100%	産業機械の販売、建設機械の販売及びレンタル
株式会社ジーネット	420百万円	100%	工作機械、機器・工具・器具類の販売

(注) 1．2025年７月１日付で、株式会社ジーネットの住設システム事業をフルサト工業株式会社に承継させる吸収分割を実施いたしました。
2．2025年10月１日付で、当社100%出資の子会社として株式会社マルカ建機を設立し、2026年１月１日付で、株式会社マルカの建設機械部門を同社に承継させる吸収分割を実施いたしました。また、同日付で、株式会社マルカ建機の商号を株式会社マルカに変更いたしました。
3．2026年１月１日付で、株式会社マルカを存続会社、株式会社ジーネットを消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。また、同日付で、株式会社マルカの商号をユニソル株式会社に変更いたしました。
4．当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	当社の総資産額
フルサト工業株式会社	大阪市中央区南新町一丁目２番10号	17,113百万円	58,400百万円
株式会社マルカ	大阪市中央区南新町二丁目２番５号	22,360百万円	

(6) 対処すべき課題

当社グループは、グループ共通の理念として“「その手があったか」を、次々と。”をスローガンに掲げ、果たすべき使命として「感動提案で今を拓き、変化の先まで伴走する。」をミッションに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。足元の景気は緩やかな回復が続きましたが、地政学リスクや円安などの要因が継続しており、依然として不透明な経営環境が続くものと予想されます。そのような状況下、グループとして優先的に対処すべき課題を設定し、それらの取り組みを通じて、持続可能な社会の構築と当社グループの企業価値向上につなげてまいります。

① 法令及び社会規範の遵守

当社グループは、グループ理念の７STANDARDS（７つの判断基準）の中で、「関係法令・社会のルールを守り、高い倫理観を持ちます」とうたっています。同基準に記されている「人権の尊重」、「公平・公正の履行」とともに、社会で活動する私たちの思考及び行動における重要な判断の基準として遵守してまいります。

② 生産性の向上

構造的なエネルギー不足や、少子高齢化の進行による今後の労働力不足等が予測される中で、競争力を維持し収益を拡大していくために、生産性の向上に取り組んでまいります。製造現場における自動化だけでなく、RPAをはじめとする様々なデジタルテクノロジーを活用した広範な業務の自動化を推進し、当社グループ全ての部署において労働生産性を向上させることにより、収益性のみならず、省エネルギーの推進や働き方改革にもつながるものと考えております。

③ 人材の確保と育成

変動の激しい経営環境の下、柔軟な発想でビジネスを構築し、事業領域を拡大していくために、多様かつ優秀な人材の確保、発掘、育成が不可欠となっており、重要な経営課題であると認識しております。「オーナーシップマインドを備えたユニークな人財の育成」を人財育成方針に掲げ、「多様性を活かす」組織づくり、「挑戦を促す」意識の醸成、「自律性を育む」人財開発に取り組んでまいります。

④ プラットフォーム戦略の推進

それぞれの事業におけるユーザーに最適な価値を提供するための仕組みをプラットフォームと定義し、各々のビジネス領域で不足しているピース（機能、スケール等）を補完することにより、ソリューション力の強化を図る、プラットフォーム戦略を推進しております。今後も多様な企業との柔軟な協力体制の構築（資本・業務提携等）により、最適な価値の創出に努めてまいります。

⑤ グループガバナンスの強化

当社グループは、M&Aや業務提携等による事業領域の拡大を永続的な成長戦略と位置付け、それに伴うグループ経営における実効的なガバナンスの強化を、重要な経営課題であると認識しております。その課題への対処として、グループ各社のコーポレート機能の統合や内部統制システムの強化など、経営資源の集中投資を効率的かつ戦略的に実施し、グループガバナンスの強化を図ってまいります。

⑥ サステナビリティへの取り組み

今や地球環境や社会が抱える課題の解決は世界共通のものであり、多くの国が将来的なカーボンニュートラルの実現を表明しています。そのような中にあって、企業の果たす役割への期待も高まっております。当社グループにおいては、サステナビリティ推進課が中心となり、ESGの幅広いテーマに体系的に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

(7) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、提供する商品・製品・サービス別に事業部門を構成しており、報告セグメントを「機械・工具セグメント」、「建設資材セグメント」、「建設機械セグメント」、「IoTソリューションセグメント」の４区分としております。

各セグメントの事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
機械・工具セグメント	工作機械、鍛圧機械、射出成形機、ロボット・物流機械などの生産ライン設備等の産業機械とその周辺装置の国内外向け直販、卸売及びエンジニアリング（機械事業） 中小型の機器、工具、消耗品等の卸売、切削工具等の自動車産業への直販（工具事業）
建設資材セグメント	鉄骨建築業者向けの鋲螺類、金物類、溶接関連資材、塗装関連資材、機械工具類等の直販、及びターンバックルブレース等の製造、直販 プラント配管業者向けの管工機材、鋲螺類、機器工具類等の直販 システムキッチン、ユニットバス等住宅設備の卸売
建設機械セグメント	クレーン、掘削機械、基礎工事用機械、高所作業車等の建設機械、その周辺装置の販売とレンタル、及び建設機械のオペレーター付レンタル
IoTソリューションセグメント	監視カメラシステム、防犯システム等のシステム導入・機器販売、及びアクセスコントロール（入退室管理）等のストック型サービス

(8) 主要な事業所及び工場 (2025年12月31日現在)

① 当社

本　社	大阪市中央区南新町一丁目２番10号

② フルサト工業株式会社

本　社	(大阪本社) 大阪市中央区南新町一丁目２番10号 (東京本社) 東京都大田区平和島三丁目１番７号
営業所	全国56営業所
工　場	宇都宮（栃木県）・埼玉（埼玉県）・滋賀（滋賀県）・久留米（福岡県）
その他	大阪配送センター（大阪府）・関東配送センター（埼玉県）

③ 株式会社マルカ

本　社	大阪市中央区南新町二丁目２番５号
支　社	東京支社（東京都）
支　店	東北支店（宮城県）・静岡支店（静岡県）・名古屋支店（愛知県） 岡山支店（岡山県）・福岡支店（福岡県）・台北支店（台湾）
営業所	全国３営業所

④ 株式会社ジーネット

本　社	大阪市中央区南新町一丁目２番10号
支　社	東京支社（東京都）・名古屋支社（愛知県）・大阪支社（大阪府）
営業所	全国30営業所
その他	東流センター（東京都）・名流センター（愛知県）・大流センター（大阪府）

⑤　その他の子会社

国　内	株式会社セキュリティデザイン	東京都千代田区
	株式会社マルカ建機	大阪市中央区
	UNISOLビジネスパートナーズ株式会社	大阪市中央区
	岐阜商事株式会社	岐阜県岐阜市
	ソノルカエンジニアリング株式会社	大阪府茨木市
	ジャパンレンタル株式会社	神奈川県川崎市
	株式会社管製作所	山形県天童市
	北九金物工具株式会社	福岡県北九州市
	アルプラス株式会社	長野県伊那市
	ティーエス プレシジョン株式会社	山口県岩国市
海　外	MARUKA U.S.A.INC.	米国・ミズーリ州
	INDUSTRIAL TOOL, INC.	米国・ミネソタ州
	MARUKA MEXICO S.A.de C.V.	メキシコ・アグアスカリエンテス市
	上海丸嘉貿易有限公司	中国・上海市
	広州丸嘉貿易有限公司	中国・広州市
	MARUKA MACHINERY (THAILAND) CO.,LTD.	タイ・バンコク市
	PT. MARUKA INDONESIA	インドネシア・ジャカルタ市
	PT. UNIQUE SOLUTIONS INDONESIA	インドネシア・ブカシ県
	MARUKA (M) SDN.BHD.	マレーシア・シャーアラム市
	MARUKA VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム・ハノイ市

（注）1. 2025年1月6日付で、当社と当社の連結子会社であるフルサト工業株式会社、株式会社マルカ及び株式会社ジーネットとの共同新設分割によりUNISOLビジネスパートナーズ株式会社を設立し、4社の管理本部に関する事業を承継いたしました。
2. 2025年７月１日付で、株式会社ジーネットの住設システム事業をフルサト工業株式会社に承継させる吸収分割を実施いたしました。
3. 2025年10月１日付で、当社100％出資の子会社として株式会社マルカ建機を設立し、2026年１月１日付で、株式会社マルカの建設機械部門を同社に承継させる吸収分割を実施いたしました。また、同日付で株式会社マルカ建機の商号を株式会社マルカに変更いたしました。
4. 2026年１月１日付で、株式会社マルカを存続会社、株式会社ジーネットを消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。また、同日付で株式会社マルカの商号をユニソル株式会社に変更いたしました。

(9) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,966名	-44名

(注) 使用人数には、パート社員を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
51名	-57名	40.6歳	10.4年

(注) 1. 当社従業員は、全て連結子会社のフルサト工業株式会社、株式会社マルカ及び株式会社ジーネットからの出向者であり、平均勤続年数の算定に当たっては当該会社の勤続年数を通算しております。
2. 使用人数には、パート社員を含んでおりません。
3. 当事業年度より、従業員数の算出方法を一部変更し、当社グループとの兼務者を除外して算出しております。従業員数減少の主な理由は、当該変更によるものであります。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 100,000,000株

② 発行済株式の総数 24,298,313株

(注) 2025年11月28日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は、前期末に比べて845,329株減少しております。

③ 株主数 17,159名

④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社エフアールテイ	3,200,717株	13.17%
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	2,922,600株	12.03%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,713,700株	7.05%
JP MORGAN CHASE BANK 385642	747,667株	3.08%
フルサト・マルカグループ従業員持株会	678,353株	2.79%
日本生命保険相互会社	496,640株	2.04%
SINOPACSEC	400,000株	1.65%
神鋼商事株式会社	386,800株	1.59%
阪和興業株式会社	360,770株	1.48%
BNYM AS AGT/CLTS 10 PER CENT	340,600株	1.40%

(注) 1. 上記のほか当社保有の自己株式1,943株があります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、1,318,200株はその他信託、359,700株は投資信託、35,800株は年金信託であり、その合計は1,713,700株となっております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	飯田 邦彦	株式会社マルカ代表取締役社長 最高経営責任者 (CEO) 株式会社マルカ建機代表取締役社長 UNISOLビジネスパートナーズ株式会社代表取締役会長 株式会社ジーネット取締役 ソノルカエンジニアリング株式会社取締役
代表取締役社長	古里 龍平	フルサト工業株式会社代表取締役社長 株式会社ジーネット代表取締役社長 株式会社セキュリティデザイン代表取締役社長 UNISOLビジネスパートナーズ株式会社代表取締役社長 株式会社マルカ取締役 株式会社マルカ建機取締役
取締役 (専務執行役員)	山下 勝弘	フルサト工業株式会社専務取締役 株式会社ジーネット取締役
取締役	中務 裕之	中務公認会計士・税理士事務所代表 株式会社京都フィナンシャルグループ社外取締役 (監査等委員)
取締役	武智 順子	弁護士法人御堂筋法律事務所社員 岩井コスモホールディングス株式会社社外取締役 公益財団法人JR西日本あんしん社会財団評議員
取締役	高橋 尚男	合同会社CO-SAKU代表社員 国立大学法人長岡技術科学大学特任教授 新田ゼラチン株式会社社外取締役 株式会社ユー・エス・エス社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	大西 聡	
取締役 (監査等委員)	疋田 鏡子	疋田公認会計士事務所所長 関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科 教授 日本公認会計士協会常務理事 株式会社PALTAC社外監査役 青山商事株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	佐々木 康夫	

(注) 1. 当社は、2025年3月28日開催の第4回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役のうち中務裕之、武智順子、高橋尚男、疋田鏡子及び佐々木康夫の各氏は、社外取締役であります。

3．取締役（常勤監査等委員）大西聡氏は、金融機関における長年の経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外取締役（監査等委員）疋田鏡子氏は、公認会計士としての長年の経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外取締役（監査等委員）佐々木康夫氏は、会社経営における豊富な経験を通じて高い見識を有しております。
4．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために大西聡氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5．当社は、取締役中務裕之、武智順子及び高橋尚男の各氏と取締役（監査等委員）疋田鏡子及び佐々木康夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
6．代表取締役会長飯田邦彦氏は、2025年１月６日付で、UNISOLビジネスパートナーズ株式会社代表取締役会長に、2025年10月１日付で、株式会社マルカ建機代表取締役社長にそれぞれ就任いたしました。
7．代表取締役社長古里龍平氏は、2025年１月６日付で、UNISOLビジネスパートナーズ株式会社代表取締役社長に、2025年10月１日付で、株式会社マルカ建機取締役にそれぞれ就任いたしました。
8．取締役武智順子氏は、2025年６月19日付で、公益財団法人JR西日本あんしん社会財団評議員に就任いたしました。
9．取締役高橋尚男氏は、2025年６月24日付で、株式会社ユー・エス・エス社外取締役に就任いたしました。
10．取締役（監査等委員）疋田鏡子氏は、2025年７月23日付で、日本公認会計士協会常務理事に就任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年２月14日開催の取締役会において、取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を決議しております。当社の役員の報酬は、以下を基本方針としております。

(1) 役位ごとの役割や責任の範囲に相応しいものであること
(2) 会社業績と連動したものであること
(3) 中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものであること
(4) 株主との利益意識の共有を重視したものであること
(5) 報酬決定のプロセスに透明性及び客観性が担保されていること
(6) 優秀な経営人材を確保できる報酬水準であること

以上の方針をもとに、株主総会で決議される報酬総額の範囲内で、取締役（監査等委員を除く）については取締役会の決議により、取締役（監査等委員）については取締役（監査等委員）の協議により、報酬額を決定いたします。

ａ．基本報酬に関する方針

取締役の役位等に応じた基本報酬と代表権を有する取締役に対して支給される責任給で構成され、金銭にて毎月支給されます。基本報酬は、報酬テーブルに基づき決定され、役位が変更しない限りその額は変更されませんが、例外的に報酬委員会において、個々の役員の評価が検討される場合があります。

b．非金銭報酬等に関する方針

（業績連動型株式報酬）

対象取締役に対し、当社グループの持続的成長と中長期的企業価値向上への動機づけ、株価の変動による利益の一致を株主と共有することで、企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたもので、毎事業年度期初の連結ベースの予想営業利益とＲＯＥの達成度に応じてポイントを付与し、取締役の退任時に、付与されたポイント数に相当する数の当社株式等を交付します（別途、定めのある『株式給付規程』に則った運用とします）。

業績連動型株式報酬に係る指標は、決算短信で開示される毎事業年度期初の連結ベースの予想営業利益及びＲＯＥの達成率であり、達成率に応じて設定された係数を、役位別の基礎ポイントに乗じて付与するポイント数を決定します。株式報酬の限度額は、役員報酬の限度枠とは別枠で、信託期間5年間について約金121百万円と定めております。

c．業績連動報酬等に関する方針

（役員賞与）

役位別基本報酬の20%（取締役社長のみ25%）を基準額とし、事業年度における業績結果によって、役位別基本報酬に0%～30%を乗じた金銭を、原則として翌期4月の第一営業日に支給します。業績係数は決算短信で開示される毎事業年度期初の連結営業利益計画に対する達成率が採用されます。

d．上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役会で報酬額を決議する際には、取締役会のもとに設置されている、過半数が社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める報酬委員会において個別・具体的な内容について協議を行い、その協議内容を取締役会に報告し審議することで、透明性及び客観性を確保しております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、過半数が社外取締役で構成される報酬委員会において、2022年２月14日開催の取締役会で決議された「取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針」と沿ったものとなっているか、業績にふさわしい水準となっているかを協議し、その協議内容が取締役会に報告し審議されておりますことから、報酬額の算定方法が上記の方針に沿うものであると判断しております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役（監査等委員を除く）	147	137	9	－	6
（うち社外取締役）	(18)	(18)	(－)	(－)	(3)
取　締　役（監査等委員）	19	19	－	－	3
（うち社外取締役）	(9)	(9)	(－)	(－)	(2)
監　査　役	6	6	－	－	3
（うち社外監査役）	(2)	(2)	(－)	(－)	(2)
合　　計	172	162	9	－	9
（うち社外役員）	(29)	(29)	(－)	(－)	(5)

(注) 1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．業績連動報酬等に係る業績指標は連結営業利益であり、その実績は3,380百万円であります。当該指標を選択した理由は、事業年度ごとのグループ全体の業績向上に対する意識を高めるためであります。当社の業績連動報酬等は、役位別基本報酬に０～30％の係数を乗じたもので算定されております。
3．非金銭報酬等の内容は株式報酬制度「役員向け株式給付信託」であり、毎事業年度期初の業績目標（連結ベースの営業利益、ROE）の達成度に応じてポイントを付与し、取締役の退任時に、付与された累積ポイント相当の当社株式が信託を通じて交付される仕組みであります。なお、当事業年度における連結営業利益の達成率は75.1％、連結ROEの達成率は、56.5％であります。
4．監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬等の額は、2022年３月30日開催の第１回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、８名（うち、社外取締役は３名）であります。また別枠で、同総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、その対象期間５事業年度に当社が拠出する金員の上限を121百万円、取得する当社株式数の上限を51千株と決議いただいております。当該株主総会終結時点の当該制度の対象となる取締役の員数は、５名であります。監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額は、2025年３月28日開催の第４回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、６名（うち、社外取締役は３名）であります。また別枠で、同総会において、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度として、その対象期間５事業年度に当社が拠出する金員の上限を121百万円、取得する当社株式数の上限を51千株と決議いただいております。当該株主総会終結時点の当該制度の対象となる取締役の員数は、３名であります。
5．取締役（監査等委員）の報酬等の額は、2025年３月28日開催の第４回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、３名であります。
6．監査役の報酬等の額は、2022年３月30日開催の第１回定時株主総会において、年額26百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名であります。
7．非金銭報酬等には、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

③　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険契約の概要は次のとおりでございます。

イ．当該保険契約の被保険者の範囲

当社及び子会社でありますフルサト工業株式会社、株式会社マルカ、株式会社ジーネット、その他国内及び海外子会社全ての役員等（取締役、監査役、執行役員）であります。

ロ．被保険者の実質的な保険料負担割合

全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

ハ．填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害及び訴訟費用等に対して填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役中務裕之氏は、中務公認会計士・税理士事務所代表、株式会社京都フィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。

・取締役武智順子氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所社員、岩井コスモホールディングス株式会社社外取締役、公益財団法人JR西日本あんしん社会財団評議員であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。

・取締役高橋尚男氏は、合同会社CO-SAKU代表社員、国立大学法人長岡技術科学大学特任教授、新田ゼラチン株式会社社外取締役、株式会社ユー・エス・エス社外取締役であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。

・取締役（監査等委員）疋田鏡子氏は、疋田公認会計士事務所所長、関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授、日本公認会計士協会常務理事、株式会社PALTAC社外監査役、青山商事株式会社社外監査役であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　中務裕之	当事業年度に開催された取締役会12回中11回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、報酬委員会の委員長として、役員報酬等の決定過程における監督機能を主導、指名委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定を担っております。
取締役　武智順子	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定を主導、報酬委員会の委員として、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役　高橋尚男	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。議案審議に必要な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。指名委員会及び報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)　疋田鏡子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち、監査役として２回全て、取締役（監査等委員）として10回全てに出席し、監査役会４回全てに、監査等委員会10回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また監査役会及び監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)　佐々木康夫	当事業年度に開催された取締役会12回のうち、監査役として２回全て、取締役（監査等委員）として10回全てに出席し、監査役会４回全てに、監査等委員会10回全てに出席いたしました。議案審議に必要な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また監査役会及び監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員全員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名　称　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

区　　分	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	80
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	87

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、金額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、ＣＡＡＴ（コンピュータ利用監査技法）の導入に関するアドバイザリー業務です。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システムの基本的な考え方

当社は、当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下、「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針を、取締役会において決議し、以下のように定めております。当社は、この基本方針に基づき、機動的かつ求心力のあるグループ経営のもと、グループガバナンス体制の強化、改善に継続的に取り組み、効率的で透明性の高い経営体制を構築し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会は、法令、定款、株主総会決議、及び取締役会規則の定めに従い、経営上の重要な事項について決定する。
・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会の決定に基づき、各自の業務分担に応じた職務を執行するとともに、使用人の職務を監督し、それらの状況を取締役会に報告する。
・監査等委員である取締役は、監査等委員会規則、監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準の定めに則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。
・取締役会は、当社グループの基本方針・行動規範等を制定し、それを当社グループの取締役及び監査役（以下、「取締役等」という。）並びに使用人に対して周知し、コンプライアンスの強化に取り組む。
・当社は、グループ全体のコンプライアンス態勢の監視及び改善等を目的として、代表取締役社長の下にグループ横断的なコンプライアンス委員会を設置する。
・当社は、当社グループの取締役等及び使用人を対象とした内部通報窓口を、社内は総務部長に、社外は弁護士事務所に設置し、法令等違反行為及びグループの信用や名誉を毀損させる恐れのある行為を未然に防止、又は速やかに認識する。
・内部監査部門は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、監査結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。

③　取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社グループの取締役等の職務の執行に係る重要な情報については、文書管理規程により定められた所管部署が適切に保存、管理し、取締役が常時閲覧できる状態とする。
・当社グループにおけるデジタル情報の管理は、情報管理担当役員が、情報管理規程に基づき統括し、諮問に応じて情報の管理状況を、取締役会、監査等委員会、経営会議に答申する。

④　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、当社グループを取り巻く様々なリスクを適切に管理するために、リスク管理規程を定め、グループ全体のリスク管理体制を整備する。
・当社グループにおける多種多様なリスクの識別・評価、リスク対策の立案、リスクのモニタリングを行うことを目的としたリスク管理委員会を代表取締役社長の下に設置し、当社グループが抱える各種のリスクの状況を把握・管理する。
・当社グループに、緊急かつ不測の事態が生じた場合は、危機管理規程に従って代表取締役社長指揮下の危機対策本部を設置し、損害の拡大防止、またそれを最小限に止める体制を構築する。

⑤　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
・法令、定款の定め、及び当社関連規程により、取締役会が決定すべき事項と取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にし、効率的な取締役の職務執行体制を確保する。
・取締役会は、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、前項の定めを除く業務執行に係る権限を代表取締役社長に委任し、代表取締役社長は業務執行に係る権限を、各業務を担当する取締役に委任することができる。
・職務執行の監督機能を強化し、経営の客観性を向上させるため、取締役会には独立した立場の社外取締役を含める。
・経営方針及び経営戦略等に関わる重要事項については、事前に経営会議において議論し、その審議を経て業務執行の決定を行う。

⑥　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、グループ各社の業務執行管理機能を担う持株会社として、事業会社の経営の自主独立を尊重しつつ、各社に対する監督機能の実効性確保を目的としたコーポレート・ガバナンス基本方針を策定する。

・当社は、グループ戦略の決定、グループ経営資源の適正な配分及び資本政策の策定等の役割を担うとともに、当社グループにおける業務の適正を確保するために関係会社管理規程等を策定し、同規程等に基づき、直接的に経営管理する子会社と企業間契約を締結し、事業会社の経営上の重要事項について報告を求める。
・当社は、グループ全体のリスク管理、コンプライアンス、危機管理体制、その他内部統制システムに必要な体制の構築及び運用を支援し、グループ各社の状況に応じた経営管理体制の構築に取り組む。
・当社の内部監査部門は、グループ各社の内部監査部門（又は担当者）と連携し、直接、間接的に実施する当社グループの監査を通じて、内部統制システムの運用状況を把握し評価する。
・当社は、当社グループの取締役等又は使用人が直接通報することで、法令違反行為等を未然に防止又は速やかに認識し、是正することを目的に、社内は総務部長、社外は弁護士事務所を窓口とする内部通報制度を設ける。また監査等委員会及び監督官庁等の外部機関等を含めた通報先に通報又は相談を行った者に対し、そのことを行ったという事実を理由とした不利益取扱いは一切行わない。

⑦　監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・当社は、監査等委員会の職務を補助するための使用人として内部監査部門等より監査等委員会スタッフ（以下、「スタッフ」という。）を選任する。
・スタッフに対する指揮命令権限は、監査等委員会の職務を補助する範囲において監査等委員会に帰属するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令を受けない。
・スタッフの選解任、人事評価、賃金の改定等については、監査等委員会の同意を得るものとする。なお、当該スタッフの人選に際しては、監督・監査機能の一翼を担う重要な役割を持つことに鑑みて、知見・識見を十分に考慮する。
・スタッフが他部署の使用人を兼務する場合は、当該他部署の業務が監査等委員会に係る業務を妨げないこととする。

⑧　取締役等及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
・当社グループの取締役等及び使用人は、監査等委員会に対し担当部門の業務の状況を適時、また重要事項が生じた場合は都度報告するものとし、監査等委員は当社の経営会議議事録や稟議事項等の重要情報及びグループ各社からの報告に係る情報を常時閲覧できるとともに、必要に応じて当社グループの取締役等及び使用人に対して報告を求めることができる。

・当社は、監査等委員が取締役会のほか経営会議や内部統制委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の重要な機関等の協議の場に常時出席する機会を確保するものとし、また監査等委員会からの求めに応じ、その議題内容につき事前に提示を行う。
・内部通報制度により通報された情報で、法令違反その他コンプライアンス上の問題については、監査等委員会に報告するものとする。
・当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益取扱いを行うことを禁止し、当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底する。

⑨　その他監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制
・監査等委員は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的な会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換会を行う。
・監査等委員会は、監査等委員会が策定する監査計画にもとづき、業務執行取締役及び重要な使用人から個別に職務の執行状況を聴取し、報告を求めることができることとする。
・監査等委員会は、内部監査部門との連携を保ち、必要に応じて同部門に調査を求める。
・当社は、監査等委員からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合、速やかに費用又は債務の処理を行う。

⑩　財務報告の適正性を確保するための体制
・当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性及び効率性を評価、報告する体制の整備、運用を行う。
・社内研修等により、当社グループ各社に内部統制の重要性を周知徹底させ、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて財務報告の適正性の確保を図る。

⑪　反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容
・当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方をコンプライアンス・マニュアルに明記し、当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底させる。
・社内の体制としては、総務部を対応統括部署と定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集するとともに情報共有を図り、組織的に対応できるようにグループ内の体制整備を行う。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の内部統制システムの構築、維持、改善を図るための運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役の職務の執行

取締役会は、社外取締役５名を含む取締役９名で構成しております。原則毎月１回の定例取締役会を開催し、必要に応じ臨時取締役会を機動的に開催し、十分な議論の上に的確かつ迅速に意思決定を行っております。当事業年度において取締役会は１２回開催され、各議案についての審議・業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② 監査等委員会の職務の執行

当社は、2025年３月28日開催の第４回定時株主総会における定款変更等の承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

監査等委員会は、独立社外監査等委員である取締役２名を含む３名の取締役で構成されております。当事業年度においては、監査等委員会設置会社への移行前に監査役会を４回、移行後に監査等委員会を10回開催しました。また、同委員会は監査計画に基づき監査を実施し、取締役会、経営会議等への出席や代表取締役、社外取締役との意見交換会等を実施しております。なお、主要子会社への往査、会計監査人との情報共有および意見交換や、グループ監査役情報連絡会を月次で開催し、子会社監査役、リスク管理部門、内部監査部門との情報交換を通じて、取締役の職務執行状況を監視し、経営監視機能を果たしております。

③ コンプライアンス

当社では、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、当社グループの基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンス態勢の監視及び改善等を目的として、代表取締役社長の下にグループ横断的な「コンプライアンス委員会」を設置しております。また、違法行為、社会規範や企業倫理に反する行為を防止・是正するために、社内は総務部長を、社外は外部弁護士事務所を窓口とする「コンプライアンスライン」を設置し、窓口に通報又は相談した者が、それを理由に不利益な取扱いを受けないよう「内部通報規程」で定めております。

④ リスクマネジメント

当社では、当事業年度において、「リスク管理委員会」を２回実施し、主要な子会社の社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応を検討、実施しております。また、大規模な災害、事故等の重大な危機事象発生の情報を入手した場合は、代表取締役社長指揮下の危機対策本部を設置して対応する体制構築を「危機管理規程」で定めております。

⑤ 内部監査体制

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部統制の徹底と業務プロセスの適正化、法令・規程の遵守、手続の正当な執行等の有効性を評価するため内部監査を実施し、業務の適正化に努めました。監査結果やその他の情報については、代表取締役のみならず、取締役会並びに監査等委員会及び月次で開催しているグループ監査役情報連絡会において、子会社監査役並びにリスク管理部門に対しても報告しております。また、会計監査人が実施している棚卸監査への立会い等のほか、意見交換、打合わせ等を適時適切に行うことで相互連携を図っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**82,534**
現金及び預金	29,760
受取手形及び売掛金	22,652
電子記録債権	11,464
商品及び製品	10,226
仕掛品	2,605
原材料及び貯蔵品	404
その他	5,461
貸倒引当金	△39
固定資産	**34,485**
有形固定資産	**24,808**
建物及び構築物	11,386
機械装置及び運搬具	997
工具、器具及び備品	608
貸与資産	1,116
リース資産	63
使用権資産	637
土地	9,928
建設仮勘定	69
無形固定資産	**1,682**
のれん	163
営業権	640
その他	879
投資その他の資産	**7,994**
投資有価証券	3,626
退職給付に係る資産	1,858
繰延税金資産	643
その他	2,191
貸倒引当金	△325
資産合計	**117,020**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**40,706**
支払手形及び買掛金	15,165
電子記録債務	15,344
短期借入金	469
1年内返済予定の長期借入金	47
リース債務	88
未払法人税等	354
契約負債	5,402
賞与引当金	1,046
役員賞与引当金	27
従業員株式給付引当金	7
製品保証引当金	48
その他	2,705
固定負債	**2,437**
長期借入金	357
リース債務	633
繰延税金負債	660
役員退職慰労引当金	73
役員株式給付引当金	56
退職給付に係る負債	184
その他	472
負債合計	**43,144**
純資産の部	
株主資本	**69,225**
資本金	**5,000**
資本剰余金	**25,380**
利益剰余金	**39,336**
自己株式	**△491**
その他の包括利益累計額	**3,460**
その他有価証券評価差額金	**1,312**
繰延ヘッジ損益	**△21**
為替換算調整勘定	**1,600**
退職給付に係る調整累計額	**567**
非支配株主持分	**1,189**
純資産合計	**73,876**
負債純資産合計	**117,020**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 （2025年１月１日から2025年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**159,036**
売上原価	**132,865**
売上総利益	**26,170**
販売費及び一般管理費	22,789
営業利益	**3,380**
営業外収益	**970**
受取利息及び配当金	253
仕入割引	388
為替差益	42
その他	285
営業外費用	**172**
支払利息	10
その他	162
経常利益	**4,179**
特別利益	**170**
固定資産売却益	157
投資有価証券売却益	13
特別損失	**855**
固定資産売却損	0
固定資産除却損	29
固定資産撤去費用	95
投資有価証券評価損	17
貸倒引当金繰入額	200
減損損失	512
税金等調整前当期純利益	**3,493**
法人税、住民税及び事業税	1,673
法人税等調整額	△199
当期純利益	**2,019**
非支配株主に帰属する当期純利益	**112**
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,906**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年１月１日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	27,261	40,052	△2,377	69,937
当期変動額					
剰余金の配当			△2,600		△2,600
親会社株主に帰属する当期純利益			1,906		1,906
自己株式の取得				△1,647	△1,647
自己株式の処分		△6		1,659	1,652
自己株式の消却		△1,874		1,874	–
その他の増減			△22		△22
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					–
当期変動額合計	–	△1,880	△715	1,885	△711
当期末残高	5,000	25,380	39,336	△491	69,225

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,007	△33	1,334	93	2,401	1,034	73,373
当期変動額							
剰余金の配当							△2,600
親会社株主に帰属する当期純利益							1,906
自己株式の取得							△1,647
自己株式の処分							1,652
自己株式の消却							–
その他の増減							△22
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	305	12	266	474	1,058	155	1,214
当期変動額合計	305	12	266	474	1,058	155	502
当期末残高	1,312	△21	1,600	567	3,460	1,189	73,876

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**9,054**
現金及び預金	8,175
関係会社短期貸付金	701
その他	176
固定資産	**49,346**
有形固定資産	**53**
建物及び構築物	23
工具器具備品	29
無形固定資産	**85**
ソフトウエア	84
その他	0
投資その他の資産	**49,208**
関係会社株式	48,917
繰延税金資産	33
その他	257
資産合計	**58,400**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**3,697**
関係会社短期借入金	3,503
未払金	21
未払法人税等	22
賞与引当金	36
役員賞与引当金	9
その他	103
固定負債	**56**
役員株式給付引当金	56
負債合計	**3,754**
純資産の部	
株主資本	**54,646**
資本金	**5,000**
資本剰余金	**40,637**
資本準備金	1,250
その他資本剰余金	39,387
利益剰余金	**9,501**
その他利益剰余金	9,501
繰越利益剰余金	9,501
自己株式	**△491**
純資産合計	**54,646**
負債純資産合計	**58,400**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2025年１月１日から2025年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**3,386**
営業費用	**1,151**
営業利益	**2,235**
営業外収益	**19**
受取利息	6
その他	13
営業外費用	**71**
支払利息	11
その他	60
経常利益	**2,183**
税引前当期純利益	**2,183**
法人税、住民税及び事業税	△39
法人税等調整額	17
当期純利益	**2,205**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2025年１月１日から2025年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	5,000	1,250	41,268	42,518	9,895	9,895	△2,377	55,037
当期変動額								
剰余金の配当					△2,600	△2,600		△2,600
当期純利益					2,205	2,205		2,205
自己株式の取得							△1,647	△1,647
自己株式の処分			△6	△6			1,659	1,652
自己株式の消却			△1,874	△1,874			1,874	–
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								–
当期変動額合計	–	–	△1,880	△1,880	△394	△394	1,885	△390
当期末残高	5,000	1,250	39,387	40,637	9,501	9,501	△491	54,646

	純資産合計
当期首残高	55,037
当期変動額	
剰余金の配当	△2,600
当期純利益	2,205
自己株式の取得	△1,647
自己株式の処分	1,652
自己株式の消却	–
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	–
当期変動額合計	△390
当期末残高	54,646

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

ユニソルホールディングス株式会社
取締役会　御中

2026年２月20日

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岡　本　健一郎
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　須　藤　英　哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユニソルホールディングス株式会社（旧社名フルサト・マルカホールディングス株式会社）の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニソルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

ユニソルホールディングス株式会社
取締役会　御中

2026年２月20日

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岡　本　健一郎
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　須　藤　英　哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニソルホールディングス株式会社（旧社名フルサト・マルカホールディングス株式会社）の2025年1月1日から2025年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第５期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします 。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました 。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年２月24日

ユニソルホールディングス株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　大　西　　聡 ㊞

監査等委員　疋　田　鏡　子 ㊞

監査等委員　佐々木　康　夫 ㊞

（注）１．監査等委員疋田鏡子及び佐々木康夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

２．当社は2025年３月28日開催の第4回定時株主総会の決議により、2025年３月28日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。
2025年１月１日から2025年３月27日までの状況につきましては、当社監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

TOPICS トピックス

「2025年度全上場企業ホームページ充実度ランキング」にて優秀サイトに初選出されました

昨年リニューアルした当社のコーポレートサイトが、日興アイ・アール「2025年度全上場企業ホームページ充実度ランキング」にて優秀サイトに選出されました。

当ランキングは、IRやサステナビリティ情報開示において、23年間継続している歴史あるアワードであり、「分かりやすさ」「使いやすさ」「情報の多さ」の３つの視点で設定した客観的な評価項目に基づき、全上場企業3,937社のホームページについて調査を行い、表彰企業が発表されました。調査に用いる評価項目は毎年見直しが行われ、2025年度の調査においては、理念・方針等の掲載、IR関連情報、グローバルサイトに関する項目等が追加されました。

当社の新しいコーポレートサイトは、グループの理念体系に基づいた構成となっており、『「叶えたい」が、あふれる社会へ。』というVISIONの実現に向けた取り組みを中心に、IR情報やサステナビリティページなどの充実を図りました。

今後もコーポレートサイトおよびIR情報のさらなる充実と適切な情報開示に努め、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションをより一層強化することで、持続的な企業価値の向上を推進してまいります。

日興アイ・アール　「2025年度全上場企業ホームページ充実度ランキング」掲載ページ
https://www.nikkoir.co.jp/rank/rank.html

ユニソルホールディングス　コーポレートサイト
https://www.unisol-gr.com/

優秀サイト　表彰ロゴ

ユニソルホールディングス　コーポレートサイト

ユニソルホールディングス　IR情報ページ

ユニソルホールディングス　サステナビリティページ

株主総会会場 ご案内図

会 場 シティプラザ大阪 2階「SYUN －旬－」
大阪市中央区本町橋２番31号　　TEL 06－6947－7888

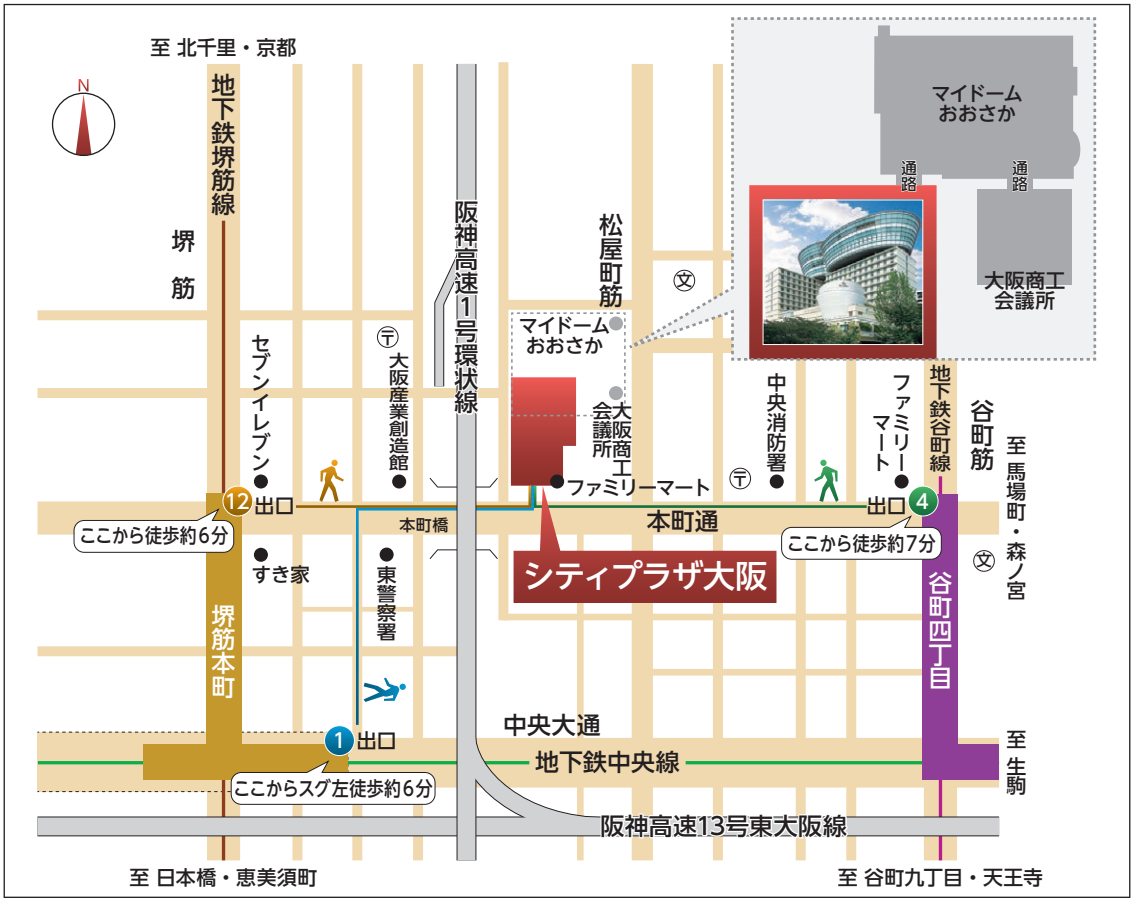

◎当日は駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

最寄駅

地下鉄堺筋線・中央線　堺筋本町駅
　１号、12号出口より徒歩約６分
地下鉄谷町線・中央線　谷町四丁目駅
　４号出口より徒歩約７分

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。

ユニソルホールディングス株式会社

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。